

淀川水上オートバイ関係問題に関する提言(案)に  
対する意見募集の実施結果について

平成12年7月

淀川水上オートバイ関係問題連絡会

# 淀川水上オートバイ関係問題に関する提言（案）に対する意見募集の実施結果について

意見の提出者数 5通（意見項目10件）  
 電子メール 2通  
 F A X 2通  
 郵送 1通

## 意見の概要及び意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
①	<p><b>【騒音】</b>                      水上オートバイの騒音のため、静かに釣りを楽しんだり、会話もままならないため、水上オートバイは全て閉め出すべきである。</p>	<p>河川は、本来的には、一般公衆が河川管理者の許可・認可・届出などの手続を踏むことなく自由に使用できるものであり、これを河川の自由使用と呼んでいる。具体的には、水泳・魚釣り・ボート遊び・散歩等が挙げられる。そして、河川管理者は、河川の自由使用に対しては原則として規制はかけられない。</p> <p>水上オートバイの利用も、本来的には河川の自由使用に該当するものである。しかし、淀川においては水上オートバイの利用の増加に伴い、騒音等種々の問題が生じることとなったため、この度、水上オートバイの利用に関し、摂津市一津屋地区において走行区域及び利用時間を限定する自主ルールを策定し、提言を行うこととなった（あくまで自主ルールであり、法的に規制するものではない。）。</p> <p>そして、この自主ルールに基づく利用はあくまで暫定的なものであり、今後、無秩序な利用が行われるなど適正な利用がなされていないと判断がなされた場合は利用を中止するなどの適切な措置を行うこととしている。</p> <p>水上オートバイの騒音について、周辺住民には配慮し、騒音調査の結果、支障の少ない一津屋地区で実施するようにしている。他の自由使用者についても、水上オートバイの利用時間及び走行区域を限定することにより、配慮をしている。</p> <p>なお、騒音に対する環境対応エンジンの開発も不可欠であると考えている。</p>
②	<p><b>【生態系への影響】</b>                      水上オートバイが来ると水鳥がおびえ、逃げ出すため、水上オートバイは全て閉め出すべきである。</p>	<p>提言(案)は、関係行政機関や関係団体の意見を聴取してとりまとめたものである。実施場所である一津屋地区は、夏期において水鳥の少ないところであり、水上オートバイの利用を夏期に限定していることから、現在のところ支障ないと考えている。</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
③	<p>【生態系への影響】 魚類について、商品価値のない魚や貴重種への影響は考慮されていない。また、水上オートバイという少数の人間の遊びのために、自然環境が新たに犠牲になる必要はないのではないか。</p>	<p>水上オートバイによる魚類等への影響についての知見が少ない中、関係行政機関や関係団体の意見を聴取して提言(案)をとりまとめた。今後も魚類等への影響について知見の収集を図り、もって淀川における自然環境の保全に努めたい。</p>
④	<p>【周辺環境への影響】 車の乗り入れ、ゴミ捨て、たき火による河川敷地の環境悪化のため、水上オートバイは全て閉め出すべきである。</p>	<p>車の進入路及び駐車場所を一地区に限定することで周辺環境に配慮している。また、河川管理者を中心とする関係行政機関が、モラル向上のための対策を推進し、利用者団体等がモラル向上の指導をすることにより、利用者のゴミ捨て・たき火をなくし、河川敷地の環境悪化を防ぐこととしている。 さらに、①で述べたとおり、今後、適正な利用がなされていないと判断がされた場合は、利用を中止するなどの措置を行うこととする。</p>
⑤	<p>【水質への影響】 なぜ、水道の取水口がたくさんある一津屋地区を選定したのか。 また、水上オートバイという遊びのために、水質が有害物質で汚染されることは、割り切れない。</p>	<p>地区の選定については、淀川沿川の他地区と比較・検討の結果、諸要因を総合的に判断して一津屋地区を選定したものである。 現在のところ、水質は、水道水水質基準の基準値及び監視項目の指針値の3分の1以下である。しかし、水上オートバイの排出物質の水質への負荷を軽減することは重要であるので、水質の状況を把握した上で今後も調査及び検討をしていく必要があると考えている。</p>
⑥	<p>【水質への影響】 発ガン物質による水質汚濁が問題である。水上オートバイは日常生活に不可欠なものではないので、利用台数の制限や発ガン物質の排出抑制対策が必要である。</p>	<p>利用時間と走行区域を限定することにより、取水口付近の水質汚濁の軽減を図ることとしている。また、今後の利用状況によっては、取水口への影響を軽減する対策を検討することとする。 また、ハード面として、排気ガス自主規制の実施及び環境対応エンジンの開発などが不可欠であると考えている。</p>
⑦	<p>【その他】 関係者が全て反対意見であり、水上オートバイの利用制限や公園整備では「問題ない」とは言えない。</p>	<p>漁業・野鳥については、それぞれ大阪市漁業協同組合・(財)日本野鳥の会の意見を聞き、影響があるとされた区域は除外している。 地元(一津屋自治会)については、水上オートバイの利用について自主管理の徹底を図ること及び防災公園の良好な管理ができることを条件として、容認の姿勢が示されていると考えている。 水質については、淀川水質協議会から水質汚濁の軽減についての要望が出されているところであるので、⑥で述べたとおり利用時間と走行区域を限定することにより、取水口付近の水質汚濁の軽減を図ることとしている。 これらを踏まえて、今回一津屋地区を水上オートバイの利用地区として選定したが、これは①でも述べたとおりあくまで暫定的なものであると考えており、今後問題が生じれば、見直すことも考えている。</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
⑧	<p>【その他】 水上オートバイの利用は一定制限がよい。</p>	<p>提言（案）では、実施場所及び時間について、暫定的な自主ルールとして一定の制限をすることとしている。</p>
⑨	<p>【その他】 利用制限の履行確認、水質状況の調査をし、公表する等情報を共有化、対策のための合意形成が必要である。</p>	<p>利用制限の履行確認及び水質状況の調査は、今後実施する予定である。 情報の公開、意見聴取についての方法は、検討していくこととする。</p>
⑩	<p>【その他】 琵琶湖など他にも水上オートバイの利用が許可されている場所はあるのに、なぜこの場所を新たに認めなければならないのか。また、違反者に対する罰則規定がなければ、利用規制が守られないのではないのか。</p>	<p>水上オートバイの利用は、①でも述べたとおり本来的には自由使用の一形態である。近年のマリンレジャーの急速な普及に伴い、淀川においても利用が増大したことにより、騒音等種々の問題が生じている。この状況を改善するため、当連絡会で検討をしてきたのである。 提言（案）は、従来から特に多い一津屋地区での利用に対し、暫定的な自主ルールにより、制限しようとするものであり、新たに水上オートバイの利用区域として認めるものではない。また、淀川における従前の状況をより改善することを意図している。今後、適正な利用がなされていないと判断がされた場合は、利用を中止するなどの措置を行うこととする。 罰則規定のある法的規制の適用については、今後の検討課題である。</p>